

(議事録)

鈴木部会長

ただいまから第2回埼玉県非鉄金属製造業最低賃金専門部会を開催します。

9月7日の合同専門部会の労働基準部長挨拶でも御説明したとおり、12月1日改正・発効のためには、本日の専門部会において部会報告を取りまとめていただく必要があります。どうぞよろしく願いいたします。また、終了時刻につきまして、十分な審議を行っていただくことは当然ですけれども、会場の都合などもございます関係で、12時終了をめどに御審議をと考えております。こちらも御協力をよろしく願いいたします。

では、本日の出席委員の状況について、事務局から確認をお願いいたします。

賃金室長補佐

出席状況を報告します。

公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計9名です。以上です。

鈴木部会長

本専門部会の出席状況は、ただいまの御報告のとおり、最低賃金審議会令第6条第6項に定める、委員の3分の2以上が出席されていることから、本専門部会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。

なお、本専門部会は、会議は非公開、議事録を公開といたします。

本専門部会の議事録の確認者をあらかじめ御指名させていただきます。公益代表は私、鈴木が、労働者側は菊地委員、使用者側は廣澤委員にお願いしたいと思います。

続きまして、配付資料の確認と説明を事務局からお願いいたします。

賃金室長

配付資料の説明をいたします。次第を開きまして、資料目次のとおり、本日配付している資料はNo.1からNo.4までの4種類となっております。

No.1が賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申合せ等の内訳となっております。

続きまして、No.2が最低賃金に関する基礎調査の結果の中の引上げ額・引上げ率・影響率の早見表となっております。

No.3は埼玉県の最低賃金、特定最低賃金等の一覧となっております。

No.4は一番下の(注)2のところを御覧いただきたいのですが、令和4年度第3回埼玉県最低賃金専門部会配付資料No.1の7月分が新しいものが出ましたので、それを入れて更新したものになってお

ります。消費者物価指数の対前年上昇率の推移となっております。消費者物価指数をどの数字を取っているのかという質問がある委員からございまして、同じように入れたのですが、(注) 1 で説明しております。指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」の数字を取っております。この「持家の帰属家賃を除く総合」というのは、9月7日の合同専門部会でお配りしました、資料No. 20 の中の8ページの変化率の数字を取っております。後で御確認いただければと思います。

資料の説明については以上になります。

鈴木部会長

ただいまの事務局説明について、御質問などはございますか。

議題1、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定についてに移ります。

本日は部会長報告をまとめることを予定していますので、円滑な審議に格段の御協力をお願いいたします。

まず本日の協議形式ですが、昨年度は全体協議からスタートしまして、行けるところまで行ってから個別協議に移行しましたが、今年度もそのような進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木部会長

まずは全体協議からスタートさせていただきます。

それでは、まず労側の委員からよろしくをお願いいたします。

菊地委員

菊地でございます。今日はよろしくをお願いいたします。

労側は地賃プラス1円以上ということを申し上げさせていただきます。お手元に資料があると思うんですけども、この早見表の地賃プラス1円といいますが32円となります。右のほうに目を移しますと、14.5%の影響率を鑑みまして、労働側は今回、この場では34円をお示ししたいと思います。

理由としては、端的に申し上げまして3点ございます。1点目でございますが、今期、労側は春闘の結果等々を検討、協議してきましたけれども、春闘においては消費者物価指数とかその辺を含まない交渉でありましたこと。

2点目は、埼玉県における5産業のうち未組織労働者が増加しているのは光学と非鉄の2産業であります。これは1年間、操業度合が高いがゆえに、人員確保が困難であることの表れであるというふうに認識しています。そして、使側の廣澤委員に作っていただいた4枚目のスライドです。その他の指標の中で、(1)埼玉県の鉱工業生産指数の動向によりますと、プラスの方向は非鉄と光学機械器具がプラスの方向に推移しているところからすると、人の流れ、労働者の流れもそれ

に準じているのではないかという点でございます。

3点目でございますが、中賃の答申の記載の中に、先ほどもありました「持家の帰属家賃を除く総合」ということで、要は物価指数、その辺も影響があるということで、一定水準を上回る水準を考慮してということも中賃の中でも話しておりますし、先ほども物価指数の話がありましたけれども、埼玉は7月も3.2%でございます。そして、この物価指数のところ、上昇指数でございますが、令和4年から徐々に上がり始めまして、埼玉県も全国平均以上高いところでもありますので、その辺3点も加味して、今回34円を示させていただきたいと思えます。労側は以上となります。

鈴木部会長 ありがとうございます。労側の委員の皆様、何か補足することはございますか。濱田さん、安富さん、よろしいでしょうか。
使側から質問はございますか。

廣澤委員 よろしいですか。消費者物価指数を重視するというのは地賃のときと同じ考え方だと思いますが、その中で7月のデータが3.2%であるのに対して、多分34円だと、それを上回る水準に設定されていると思うのですが、その考え方は何かございますか。

菊地委員 春闘交渉、春闘の結果ですけれども、埼玉県は7組織ございまして、その加重平均が2.18ですが、総体的に見ると、春闘交渉は物価上昇を加味していないと先ほども申し上げさせていただきましたので、その辺も総合的にということで御理解いただければと思います。

鈴木部会長 よろしいでしょうか。

廣澤委員 はい。

鈴木部会長 続きまして、使側からお願いいたします。

廣澤委員 使側で作った資料をベースに考えておりまして、1つは、2ページ目に日銀短観が載っています。非鉄金属のところを見ていただきますと、6月はプラス18ですが、前年同期で見ると28に対して18ですから、マイナス10と。9月の予想としては13なので、微減というような状況です。あと、その下に埼玉県の四半期企業経営動向調査と、武蔵野銀行の動向が載っていますが、これの鉄鋼・非鉄金属は、2022のところは4-6、7-9、いずれもマイナスです。埼玉県はマイナス29.6、マイナス15.1、武蔵野銀行はマイナス38、マイナス25という業況判断DIが出ています。

のお立場から、この金額についてプラスアルファの御主張があればと思っております。

労側の濱田委員、何か御意見がありましたらお願いいたします。

濱田委員

そうですね。私はJAMという産別に入っていて、中小ものづくり産業になっています。今年の賃上げ結果ですけれども、4年連続で、賃金改善分に関しては、中小が大手を上回っています。大手と中小のもとのベースの差はそもそもあるんですけれども、プラスアルファの改善分に関しましては中小が大手を上回ったということで、人材の確保も含めて、企業側もかなり賃上げをしているのが見えるという印象は受けております。

また、今年地賃が昨年を3円上回って31円ということで、現在の景気動向が保たれていけば、来年の埼玉の地賃は1,000円を超える金額になると思います。埼玉県非鉄金属は、県内の他の製造業の5業種と比べても低い水準にありますので、このままいくと飲み込まれてしまう可能性もあるということで、非鉄金属製造業が地賃に飲み込まれることなく、県内の製造業の特定最賃の業種格差を縮めていくことが、これから生産年齢人口も減少する中で、非鉄金属が選ばれる産業・業種として最低限の賃金水準が必要だと思われるので、少なくとも地賃を上回る、先ほど34円と出ましたけれども、その水準とまた他の業種、製造業の業種との差も埋めていくという考えも含めて、34円という数字を示させていただきました。

鈴木部会長

ありがとうございます。安富委員もお願いいたします。

安富委員

分かりました。濱田委員とかぶる話になりますけれども、今、非鉄製造業は人を募集してもなかなか来ないということを実感しています。理由がお給料の水準なのか、企業の水準なのか、もしくは働いている環境なのかということはあると思うのですが、同じ賃金の水準で「どこの会社を選びますか」となったときに、同じ給料だったら3Kじゃないところみたいな話にもなる。今の特定最賃の非鉄の水準だと業種的に魅力を感じられないというのがありますので、我々はそこを底上げしようとしてこれまで頑張ってきました。まずは同じ業種に横並び、さらに上乘せし水準を上げて魅力ある産業に、ということで、今回も高めの水準ですけれども提示させていただいています。趣旨を御理解いただければと思います。以上です。

鈴木部会長

ありがとうございました。

使側の委員の皆様からも御意見を伺えればと思っております。杉田委員、お願いいたします。

杉田委員 埼玉県内の同じ電線業界の話では、どこの話を聞いてみても人が全然集まらないと聞いています。個人的には、人の集まる金額になってくれたらいいなと思います。

鈴木部会長 ありがとうございます。細沼委員、お願いいたします。

細沼委員 私自身は基本的に自由競争主義というところもあって、今は人手が集まらないという中で、弊社も最低賃金、募集賃金を上げたりはしていますが、これも自然に発生することだと思っていて、私はあまり強制的にやるものではないかなと考えています。1つは、足元の景気が非常に悪くなってきているところもあって、これがこの後の景気が悪い局面で、逆に雇用を維持していくことに関してマイナスになっていくのではないかという不安を正直感じております。

もう一つは、先ほど人が集まらないという中で、賃金を上げるというのも1つですけれども、今度入ってくる、来年入ってくる高校生とかに聞くと、休日数とか、あと意外と彼らが見えていないところではボーナスとか、そういったところでの差別化は各企業が努力としてやっていると考えていて、逆に賃金を上げることによって、結果的にはボーナスが削られたりとかすると、本質的な年収として上がっていかないのではないかと。逆の影響という可能性もあるのではないかとということも危惧はしております。

鈴木部会長 ありがとうございます。

各委員からの御意見をいただきました。何か御質問はございますか。それぞれの発言に対する御質問、あと補足でも結構です。

最初の段階でそれぞれの金額を御提示いただきましたので、この後は個別協議に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、まず労側と個別協議をさせていただきまして、その後、使側とさせていただければと思います。

賃金室長 控室を御用意しておりますので御案内します。

(休 憩)

鈴木部会長 それでは、部会を再開いたします。

労使各位の円滑な結論の取りまとめに御協力いただきまして、感謝申し上げます。令和4年度埼玉県非鉄金属製造業最低賃金は、引上げ額 32 円、引上げ率 3.29%の時間額 1,006 円とすることで、結論に至

ったということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木部会長 それでは、採決に入ります。令和4年度の埼玉県非鉄金属製造業最低賃金は時間額1,006円、発効日は法定どおりとするについて、賛成する委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

鈴木部会長 ありがとうございます。全会一致で議決したものと認めます。報告案の配付の前にそれぞれ32円という金額に至った経緯、理由を御説明いただきたいと思えます。菊地委員、よろしくお願いします。

菊地委員 まず32円の御回答、ありがとうございます。当初は同じ影響率ということで34円で行っていましたが、32円というのは前もって労側も考えておりました。使側からの27円という乖離もあった中で32円に落ち着いたことは、厳しい環境の経営にかなり響くということも重々承知の上です。

それと特賃と地賃に対する思いですが、地賃の時間給と私たち非鉄産業で働く額は同じでいいのだろうか、産業の魅力を打ち出すには、地賃同額ではなく、上回っていなければいけないと考えています。今年一時、非鉄は地賃に対して埋もれましたが、ここでまた復活するということで、来年度以降どうなるか分かりませんが、公労使の白丸も含めて、また次年度以降も協議させていただければと思います。今回はありがとうございます。

鈴木部会長 それでは、廣澤委員、お願いいたします。

廣澤委員 こちらも32円で着地させていただいて、ありがとうございます。私どもとしては、理論的には鉱工業生産指数をベースに今まで引上げ幅を考えてまいりましたが、今年度は地賃もそうでしたが、消費者物価指数を意識せざるを得ない状況にあると思えます。

そういう中で足元の3.2をベースに計算した32円が適当な水準ではないかと考えます。企業は、消費者物価指数が上がっているとはいえ、企業物価指数をまだ飲み込めていない状況、大変厳しい状況にあるのですが、先ほど申し上げた点を踏まえて、32円を提示させていただいたところでございます。本当にありがとうございます。以上でございます。

鈴木部会長

ありがとうございます。
それでは、部会長報告書（案）の配付をお願いいたします。

（事務局より各委員に専門部会長報告書（案）配付）

鈴木部会長

お手元にございますか。
それでは、部会長報告（案）について、事務局から読み上げをお願いいたします。

賃金室長

読み上げます。案、令和4年9月20日、埼玉地方最低賃金審議会会長、土屋直樹殿。埼玉地方最低賃金審議会、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金専門部会部会長、鈴木奈穂美。

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和4年8月3日、埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記、公益代表委員、小山彰、鈴木奈穂美、福田素生。労働者代表委員、菊地裕次、濱田浩、安富良磨。使用者代表委員、杉田幸男、廣澤健一、細沼直泰。

別紙、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金。

1、適用する地域、埼玉県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持ち株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者。

（2）雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの。

（3）次に掲げる業務に主として従事する者。

イ、清掃又は片付けの業務。

ロ、手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,006円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日、法定どおり。

鈴木部会長 ただいま事務局から部会長報告書（案）を読み上げていただきました。原案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

鈴木部会長 原案のとおり部会長報告書が承認されましたので、（案）を消していただき、本審議会に提出することといたします。
部会結審に対して、労働基準部長より御挨拶がございます。

労働基準部長 部会報告を取りまとめいただきまして、感謝申し上げます。まずもって労使各委員の皆様方には、当初、御提示の金額から慎重審議の結果、歩み寄っていただきました。本当に厚く御礼を申し上げたいと思います。また、その部分で慎重に調整いただきました公益委員の皆様方にも御礼を申し上げます。

今後、事務局といたしましては、12月1日の発効を目指しまして、11月1日に改正決定の官報公示を行う作業を進めてまいりたいと思っております。

今後ともどうぞ引き続きよろしく申し上げます。本当にありがとうございました。

鈴木部会長 続きまして、議題2、その他です。まず、委員の先生から何かございますか。

ないようでしたら、事務局から何かありますか。

賃金室長 今後の予定について申し上げます。10月3日午前9時30分から、本審の委員に御出席いただき、第7回本審を14階雇用保険説明会場で開催する予定です。この本審において、各部会報告を一括審議していただきます。その結果、答申をいただきますと、異議申出の公示を行い、異議申出があった場合は10月19日に異議審を開催し、再審議を経まして、先ほど部長からの説明もあったように、11月1日に改正決定の官報公示を行い、効力発生日は12月1日木曜日となります。以上です。

鈴木部会長 ありがとうございます。

では、以上をもちまして、本日の第2回埼玉県非鉄金属製造業最低賃金専門部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —